

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称) 規約(案)

(名称)

第1条 本協議会は「福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称)」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「福岡・前原・那珂圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 福岡・前原・那珂圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

- 2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。

- 2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年5月 日から施行する。

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称) 主な対象水系

なかがわ
中川水系

だいこんがわ
大根川水系

みなとがわ
湊川水系

とう はるがわ
唐の原川水系

たたらがわ
多々良川水系

みかさがわ
御笠川水系

なかがわ
那珂川水系

ひいがわ
樋井川水系

むろみがわ
室見川水系

なからがわ
名柄川水系

じゅうろうがわ
十郎川水系

ななでらがわ
七寺川水系

えのくちがわ
江戸口川水系

ずいばいしがわ
瑞梅寺川水系

さくらいがわ
桜井川水系

らいざんがわ
雷山川水系

いまさんがわ
一貴山川水系

かもがわ
加茂川水系

ふくよしがわ
福吉川水系

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称) 名簿(案)

福岡市長
筑紫野市長
春日市長
大野城市長
太宰府市長
古賀市長
糸島市長
那珂川市長
宇美町長
篠栗町長
志免町長
須恵町長
新宮町長
久山町長
粕屋町長

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長
総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長
農林水産部 農山漁村振興課長
農林水産部 林業振興課長
県土整備部 道路維持課長
県土整備部 河川管理課長
県土整備部 河川整備課長
県土整備部 港湾課長
県土整備部 砂防課長
建築都市部 都市計画課長
建築都市部 公園街路課長
建築都市部 下水道課長
教育庁 教育総務部 施設課長
福岡農林事務所長
福岡県土整備事務所長
那珂県土整備事務所長

福岡・前原・那珂圏域 流域治水協議会(仮称) 幹事会 名簿(案)

福岡市	道路下水道局 計画部 河川計画課長、計画部 計画調整課長、計画部 下水道計画課長 総務企画局 (水資源担当)課長 市民局 防災危機管理部 地域防災課長、防災・危機管理部 防災推進課長 農林水産局 総務農林部 森林・林政課長、総務農林部 農業施設課長 住宅都市局 都市計画部 都市計画課長、住宅部 住宅建設課長、 建築指導部 建築指導課長、地域まちづくり推進部 地域計画課長、 花とみどりのまち推進部 みどり整備課長 水道局 計画部 計画課長、浄水部 水管理課長 交通局 建設部 技術課長 教育委員会 教育環境部 施設課長
筑紫野市	土木課長、維持管理課長、危機管理課長、上下水道工務課長、農政課長
春日市	安全安心課長、下水道課長
大野城市	建設環境部 建設管理課長、上下水道局 上下水道工務課長 危機管理部 安全安心課長、危機管理部 危機管理課長
太宰府市	建設課長、防災安全課長
古賀市	総務課長、管財課長、農林振興課長、都市整備課長、建設課長、上下水道課長 教育総務課長
糸島市	危機管理課長、農林水産課長、建設課長、下水道課長
那珂川市	安全安心課長、建設課長
宇美町	都市整備課長、環境農林課長、危機管理課長
篠栗町	都市整備課長、産業観光課長
志免町	都市整備課長
須恵町	都市整備課長、総務課長
新宮町	都市整備課長、地域協働課長、上下水道課長
久山町	都市整備課長
粕屋町	道路環境整備課長、地域振興課長、上下水道課長、都市計画課長、 協働のまちづくり課長

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官
林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署 次長
国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 水源林業務課長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐
総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐
農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐
農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐
農林水産部 林業振興課 課長技術補佐
県土整備部 道路維持課 課長技術補佐
県土整備部 河川管理課 課長技術補佐
県土整備部 河川整備課 課長技術補佐
県土整備部 港湾課 課長技術補佐
県土整備部 砂防課 課長技術補佐
建築都市部 都市計画課 課長技術補佐
建築都市部 公園街路課 課長技術補佐
建築都市部 下水道課 課長技術補佐
教育庁 教育総務部 施設課 課長技術補佐
福岡農林事務所 農村整備第一課長
福岡県土整備事務所 河川砂防課長
那珂県土整備事務所 河川砂防課長

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称) 規約(案)

(名称)

第1条 本協議会は「北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称)」(以下、「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、近年の激甚な水災害や、気候変動による水災害の激甚化・頻発化に備え、別表1の水系の流域(以下、「北九州・宗像圏域」という。)において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる治水対策、「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有等を行うことを目的とする。

(協議会の構成)

第3条 協議会は、別表2の職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 3 事務局は、第1項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表2の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を協議会に求めることができる。

(協議会の実施事項)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- (1) 北九州・宗像圏域で行う流域治水の全体像の共有・検討等。
- (2) 氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策、被害対象を減少させるための対策、被害の軽減、早期復旧・復興のための対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表。
- (3) 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ。
- (4) その他、「流域治水」に関して必要な事項。

(幹事会の構成)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表3の職にある者をもって構成する。
- 3 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
- 4 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、対策等の各種検討・調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
- 5 事務局は、第2項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表3の職にある者以外の者(学識経験者等)の参加を幹事会に求めることができる。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみな

す。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した構成員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会及び幹事会の円滑な推進のため事務局を置く。

2 事務局は福岡県県土整備部河川整備課に置く。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他運営に関して必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則)

第10条 本規約は、令和3年5月 日から施行する。

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称) 主な対象水系

ぬきがわ
貫川水系

ちくまがわ
竹馬川水系

あいわりがわ
相割川水系

おくはたがわ
奥畑川水系

きよたきがわ
清滝川水系

おおかわ
大川水系

むらなかがわ
村中川水系

むらさきがわ
紫川水系

いたびつがわ
板櫃川水系

ぼちがわ
撥川水系

わりこがわ
割子川水系

きんざんがわ
金山川水系

かなてがわ
金手川水系

やはきがわ
矢矧川水系

しおいりがわ
汐入川水系

つりかわ
釣川水系

てびかいまがわ
手光今川水系

さいごうがわ
西郷川水系

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称) 名簿(案)

北九州市長

宗像市長

福津市長

岡垣町長

気象庁 福岡管区气象台 気象防災部 予報課長

林野庁 九州森林管理局 福岡森林管理署長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局長

福岡県 総務部 防災危機管理局 防災企画課長

総務部 防災危機管理局 消防防災指導課長

農林水産部 農山漁村振興課長

農林水産部 林業振興課長

県土整備部 道路維持課長

県土整備部 河川管理課長

県土整備部 河川整備課長

県土整備部 港湾課長

県土整備部 砂防課長

建築都市部 都市計画課長

建築都市部 公園街路課長

建築都市部 下水道課長

教育庁 教育総務部 施設課長

福岡農林事務所長

八幡農林事務所長

北九州県土整備事務所長

北九州・宗像圏域 流域治水協議会(仮称) 幹事会 名簿(案)

北九州市	危機管理室		
	災害対策担当課長		
	産業経済局		
	農林水産部 農林施設担当課長		
	建設局		
	道路部 道路維持課長、公園緑地部 緑政課長、河川部 水環境課長、		
	河川部 河川整備課長		
	建築都市局		
	計画部 都市計画課長、計画部 開発指導課長、		
	指導部 建築指導課長		
	都市再生推進部 都市再生整備課長、住宅部 住宅計画課長		
	港湾空港局		
	港湾整備部 計画課長		
	上下水道局		
	下水道部 下水道計画課長		
宗像市	維持管理課長、下水道課長、農業振興課長、危機管理課長		
福津市	建設課長、都市管理課長、下水道課長		
岡垣町	都市建設課長		
気象庁	福岡管区气象台 気象防災部 予報課 大規模氾濫対策気象官		
林野庁	九州森林管理局 福岡森林管理署 次長		
国立研究開発法人	森林研究・整備機構 森林整備センター 九州整備局 水源林業務課長		
福岡県	総務部 防災危機管理局 防災企画課 課長補佐		
	総務部 防災危機管理局 消防防災指導課 課長補佐		
	農林水産部 農山漁村振興課 課長技術補佐		
	農林水産部 農村森林整備課 課長技術補佐		
	農林水産部 林業振興課 課長技術補佐		
	県土整備部 道路維持課 課長技術補佐		
	県土整備部 河川管理課 課長技術補佐		
	県土整備部 河川整備課 課長技術補佐		
	県土整備部 港湾課 課長技術補佐		
	県土整備部 砂防課 課長技術補佐		
	建築都市部 都市計画課 課長技術補佐		
	建築都市部 公園街路課 課長技術補佐		
	建築都市部 下水道課 課長技術補佐		

教育庁 教育総務部 施設課 課長技術補佐
福岡農林事務所 農村整備第一課長
八幡農林事務所 農村整備課長
北九州県土整備事務所 河川砂防課長